

# 霧島市事業継続支援給付金事業

## (観光関連事業者緊急支援型)

### よくあるご質問 (Q&A)

	ページ
■ 事業全般に関すること	1～5
■ 観光関連事業者に関すること	6～8

## ■ 事業全般に関すること

Q1 対象者の範囲を教えてください。

A1 以下の(1)～(7)に掲げる観光関連事業者（申請要領にも記載）が対象です。

- (1) 宿泊業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている者又は住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をした者）
- (2) 貸切バス業者（道路運送法第4条に規定する許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者）
- (3) レンタカー業者（道路運送法第80条に規定する許可を受けている者）
- (4) 駐車場業者（霧島市溝辺町で事業を営んでおり、駐車場法第12条及び第13条に規定する届出をした者）
- (5) 旅行業者（旅行業法第3条又は第23条に規定する登録を受けている者）
- (6) 土産物等小売業者（宿泊施設、観光施設等内において、専ら観光客を対象に土産物等(農作物を除く。)を販売(利用者のうち2分の1を超える者が市外からの観光客であり、かつ、小売面積の2分の1を超える面積を土産物等の販売に供している場合に限る。)する者）
- (7) 土産物等納入業者（土産物等小売業者の求めにより当該土産物等小売業者が販売する土産物等を直接かつ継続して供給する者）

※令和2年2月1時点において霧島市内で事業を営んでいること。

Q2 法人で霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか

A2 事業所が霧島市にあり、霧島市に法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q3 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか

A3 要件を満たせば対象となります。法人の方は「法人市民税確定申告書」（申告書類第20号様式）の写しを、個人事業者の方は居住地における納税証明書を同時に提出してください。

Q4 個人事業者で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか

A4 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q5 霧島市外にも事業所（店舗）がありますが、霧島市内の事業所（店舗）の売上だけを提出すればいいですか

A5 霧島市外を含め、法人（個人事業者含む）全体の売上額が分かるものを提出してください。

Q6 複数の業種を営んでいますが、申請は一括で行うのですか

A6 申請は法人（個人事業者含む）単位で申請してください。1法人の中で複数の事業がある場合は、事業収入を合算し、令和2年12月～令和3年2月のひと月の売上額と前年同月の売上額と比較します。個人事業主が複数の事業を営んでいる場合も同様の取り扱いとなります。

Q7 ラブホテルは対象になりますか

A7 「性風俗関連特殊営業」に当たるため対象とはなりません。同様に、店舗型アダルトショップも対象とはなりません。

Q8 国、県、市などの支援制度による支援金等の収入がありましたが、本給付金での申請に際し同期間内の売上として計上するのですか

A8 本給付金での申請に関しては、それらの支援金を売上として計上する必要はありません。

Q9 「全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である」とは具体的にはどういうことですか

A9 具体例を下記に示します。

例1 個人事業主Aさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	100万円	}	→ 年金等収入の方が多いので対象になりません
事業収入	80万円		

例2 個人事業主Bさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の方が多いので対象になります
事業収入	100万円		

例3 個人事業主Cさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の合計が給与収入より多いので対象になります
事業収入①	60万円		
事業収入②	40万円		

Q10 前回（第1期）で提出した確定申告書類や前年の売上帳簿について、変更は無いのですが、再度同じものを提出しなければなりませんか

A10 確定申告書類等については下記の通りとなります。

1、令和元年12月と令和2年12月を比較する場合

①令和元年分の確定申告書類 + ②令和2年分の確定申告書類（申告後）

※第1期で提出された方は①は提出を省略できます。ただし、法人においては決算時期等により新たに必要となる場合があります。

2、令和2年1月又は2月と令和3年1月又は2月を比較する場合

②令和2年分の確定申告書類 + ③令和3年1月又は2月の売上帳簿当の写し

Q 1 1 雑所得、給与所得を主な収入としている場合は対象になりますか

A 1 1 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合、対象になります。申請書類一覧に記載する書類のほかに、以下の書類を併せて提出してください。

- ① 業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
- ② 支払者が発行した支払調書の写し又は源泉徴収票の写し
- ③ 開業届の写し

Q 1 2 家族の中に個人事業主が複数いる場合は申請できますか。

A 1 2 事業主ごとに申請することができます。

Q 1 3 個人事業主で家族に給与所得者がいる場合は申請できますか

A 1 3 この支援給付金は市内事業者の事業継続を支援することが目的ですので、家族に給与所得者（給与以外の収入も同様）がいる場合でも申請することができます。

例 1 夫 給与収入 400 万円  
妻 事業収入 240 万円 } → 妻の事業が対象になります

例 2 夫 給与収入 240 万円  
妻 事業収入 360 万円 } → 妻の事業が対象になります

例 3 夫 事業収入① 80 万円  
事業収入② 70 万円 } → 夫の事業が対象になります  
妻 給与収入 240 万円

Q 1 4 確定申告をしていない場合はどうすればいいですか

A 1 4 最寄の税務署や霧島市役所税務課に相談してください。

Q 1 5 確定申告書の控えを持っていない場合はどうすればいいですか

A 1 5 確定申告の場合は最寄の税務署で、市県民税等申告の場合は市区町村役場で再発行の手続きをしてください。

Q 1 6 市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い場合はどうすればいいですか

A 1 6 「第一表」左下部の「税理士署名押印」欄に「霧島市」と記載があるものを提出してください。

Q17 市税にはどのようなものがありますか

A17 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q18 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか

A18 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を準備しています。

Q19 給付金はいつ頃支給されますか

A19 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から20日程度で支給します。（ただし、大型連休前後は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。）

Q20 給付金の使途に制限はありますか

A20 制限はありません。

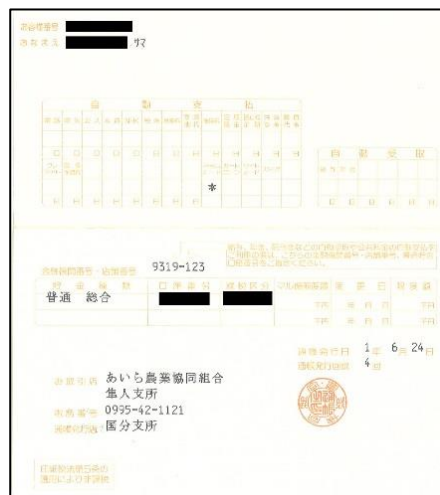
Q21 給付金は現金での給付ですか

A21 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での給付はできません。

Q22 給付金の振込口座は任意の名義でいいですか

A22 法人の場合は申請法人の代表者名、個人事業主であれば事業主名の口座で申請してください。

通帳の写しは通帳を開いた1～2ページを提出してください。



Q23 霧島市からこの給付金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか

A23 一般的な給付金事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATMを利用した手続などを求めることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。

Q24 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか

A24 申請書類到着後、不備等がある場合はお電話による連絡で確認し、給付が決定した場合は通知書をお送りすることとなりますので、ご了承ください。

Q25 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか

A25 令和3年5月31日（月）の消印有効分まで受付します。

Q26 申請書類に不備があった場合、給付金の支給はないのですか

A26 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。迅速なお支払いのためにも申請期間内での対応にご協力ください。

## ■ 観光関連事業者に関すること

### □ 宿泊業

Q28 宿泊業者とはどのような事業者を指しますか

A28 ホテルや旅館、簡易宿所など、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている事業者や住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をした事業者のことを指します。申請の際は、それぞれ、「旅館業営業許可証」や「民泊届出済証」の写しの提出が必要です。

ただし、国又は地方公共団体が直接的又は間接的に管理・運営している事業者は対象外とします。

Q29 客室数をどのように考えればいいですか

A29 旅館業法上の営業許可を受けている客室数であり、具体的には業として市内で宿泊専用の客室として供している一画の空間を対象とします。よって、市外の事業所の有する客室はもとより、市内事業所であっても会議室や宴会場、遊戯スペースなどは対象外となります。なお、当該空間における各種施設・設備の有無は問いません。

Q30 ロッジやコテージ、キャンプ場における客室数の考え方はどうなりますか

A30 ロッジやコテージなど一画の施設であり、かつ、宿泊でサービスを提供する場合は1つの客室と見なします。

### □ 貸切バス業

Q31 貸切バス業者とはどのような事業者を指しますか

A31 国土交通省九州運輸局より道路運送法第4条に規定する許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者のことを指します。申請の際は、「一般貸切旅客自動車運送事業許可書」の写しの提出が必要です。

Q32 貸切バスはバスの大きさに支給額が異なりますか

A32 大きさや乗車定員等に関係なく1台あたり10万円（上限200万円）となります。

Q33 貸切バスの台数はいつ時点での保有台数ですか

A33 申請日時点において、霧島市内事業所で保有している台数です。申請の際は車検証の写しの提出が必要です。

## □レンタカー業

Q31 レンタカー業者とはどのような事業者を指しますか

A31 国土交通省九州運輸局より道路運送法第80条に規定する許可を受けている事業者のことを指します。申請の際は、「自家用自動車有償貸渡許可書」の写しの提出が必要です。

Q32 レンタカーは車種で支給額が異なりますか

A32 車種や乗車定員等に関係なく保有台数に応じて支給します。上限は100万円です。

Q33 レンタカーの台数はいつ時点での保有台数ですか

A33 申請日時点において、霧島市内事業所で保有している台数です。申請の際は車検証の写しの提出が必要です。

## □駐車場業

Q31 駐車場業者とはどのような事業者を指しますか

A31 霧島市溝辺町で駐車場業を営んでおり、駐車場法第12条及び第13条に規定する届出をした事業者のことを指します。申請の際は、「路外駐車場設置届出書」及び「路外駐車場管理規定届出書」の写しの提出が必要です。

Q32 路外駐車場について教えてください

A32 路外駐車場とは「不特定多数の人が使える駐車場(月極駐車場ではないこと)」や、「有料駐車場である」、「駐車マスの面積の合計が500㎡以上である」などの要件を満たす場合に、駐車場法の規定により、あらかじめ届出が必要な駐車場のことをいいます。

## □旅行業

Q33 旅行業者とはどのような事業者を指しますか

A33 旅行業法第3条に規定する旅行業又は旅行業者代理業の許可を受けている事業者や同法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けている事業者のことを指します。申請の際は、「旅行業登録票」などの写しの提出が必要です。

Q34 貸切バス業も行っています。同時に申請できますか

A34 旅行業か貸切バス業のどちらかを選択して申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。



## □土産物等小売業

Q35 土産物等小売業者とはどのような事業者を指しますか

A35 宿泊施設、観光施設等内において、専ら観光客を対象に土産物等(農作物を除く。)を販売する事業者のことを指します。なお、利用者のうち2分の1を超える者が市外からの観光客であり、かつ、小売面積の2分の1を超える面積を土産物等の販売に供している場合に限りま

す。  
要件を満たしていることを誓約書兼同意書(第2号様式)で誓約する必要があります。

Q36 土産物の納品も行っています。同時に申請できますか

A36 土産物等小売業か土産物等納入業のどちらかを選択して申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。

## □土産物等納入業

Q37 土産物等納入業者とはどのような事業者を指しますか

A37 土産物等小売業者の求めにより当該土産物等小売業者が販売する土産物等を直接かつ継続して供給する事業者のことを指します。

Q38 納入している土産物等小売店が要件を満たしているかわかりません

A38 納入している土産物等小売店は、宿泊施設、観光施設等内において、専ら観光客を対象に土産物等(農作物を除く。)を販売する事業者で、利用者のうち2分の1を超える者が市外からの観光客であり、かつ、小売面積の2分の1を超える面積を土産物等の販売に供している場合に限りま

す。審査の範囲で納入先に照会・調査する場合がありますので、土産物等小売店に要件を確認したうえで申請してください。

Q39 飲食店と土産物店の双方とも取引がありますが、両方の事業継続支援給付金を申請できますか。

A39 申請は、飲食店取引事業者緊急支援型か観光関連事業者緊急支援型(土産物等納入事業者含む)かのどちらか1回限りとなります。